

特集《著作権》

知っておきたい著作権判決例（その3）

－木枯し紋次郎事件－

令和7年度著作権委員会第3部会 三原 秀子

要 約

本件は、外装に特定図柄を用いた商品を製造等したことが、連載小説に登場する渡世人「紋次郎」のキャラクターに係る著作権を侵害し、また不正競争防止法（不競法）2条1項1号等の不正競争に該当すると主張して争われた事件の控訴審判決である。原審は「キャラクターは著作権法の保護対象とならない」等として請求棄却された。控訴審で控訴人らは連載小説の記述及びこれを原作とするテレビ作品の画像等で具体的に特定した「紋次郎」に係る著作権侵害等を主張した。知財高裁は、原判決を変更し、上記連載小説を原作とする二次的著作物であるテレビ作品についての著作権（翻案権及び公衆送信権）侵害として、差止請求及び損害賠償請求を認め、その他の請求は棄却した。本件は、二次的著作物における原作者の権利（著作権法28条）に関するものとして注目すべき裁判例である。

木枯し紋次郎事件
知財高判令7・9・24（令和6年（ネ）第10007号） ⁽¹⁾ 原審：東京地判令5・12・7（令和5年（ワ）第70139号） ⁽²⁾

目次
1. 事案の概要
2. 原審
3. 裁判所の判断（著作権侵害の有無について）
3. 1 二次的著作物における原作者の権利について
3. 2 依拠について
3. 3 複製又は翻案の成否について
3. 4 結論
4. 考察
4. 1 二次的著作物の利用における原作者の権利（著作権法28条）について裁判例
4. 2 本件テレビ作品の紋次郎の画像が本件小説の二次的著作物に当たることの意味
4. 3 翻案権侵害の成立要件の判断について
5. おわりに

1. 事案の概要

小説家であった亡Bは、「紋次郎」という名の渡世人を主人公とする「木枯し紋次郎」シリーズの小説（以下、「本件小説」という）を執筆し、本件小説を原作とする漫画、テレビドラマ（以下、「本件テレビ作品」という）及び映画が製作された。亡Bの死亡後、本件小説の著作権は、亡Bの妻である控訴人亡Aが相続により取得し、控訴人会社は、控訴人亡Aから亡Bの著作物の独占的利用の許諾を受けた。被控訴人は、食品の製造販売等を業とする株式会社である。

本件は、被控訴人が被控訴人商品（図1）の容器の外装（ラベル又は外袋）に被控訴人図柄（図2）を付して製造販売したこと、及び商品の容器の外装に被控訴人図柄を付した被控訴人商品の写真をウェブサイトに掲載したこ

とが、本件小説等に係る著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権及び譲渡権）及び控訴人会社の独占的利用許諾を受けた地位を侵害するとともに、被控訴人図柄を付して商品を製造販売することは不競法2条1項1号等の不正競争に当るとして、被控訴人商品の製造販売等の差止め及び廃棄の請求、損害賠償が請求された事案である。原審は請求棄却されたので、原告らは控訴し、知財高裁は原判決を変更し、差止め及び損害賠償請求を認めた。

本稿では、著作権法上の争点である著作権侵害の有無（争点1）のみに着目する。

別紙 1



図1 「被控訴人商品目録」控訴審判決文より引用



図2 「被控訴人図柄」控訴審判決文より引用

2. 原審

原審は、平成9年最判「ポパイネクタイ事件」^③を引用し、「著作権者は、一話完結形式の連載小説に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定する必要があるものと解するのが相当である」と判示した上で、原告らが著作権侵害をされた著作物であると主張する「①通常より大きい三度笠を目深にかぶり、②通常よりも長い引き回しの道中合羽で身を包み、③口に長い竹の楊枝を

くわえ、④長脇差を携えた渡世人という記述（以下、『本件渡世人』という。）は、「その連載小説中のどの回の記事表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定するものではない」として、その主張自体が失当であると、さらに、「本件書籍の具体的表現を離れて、紋次郎という登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということではできない」と判示した上で、著作権に関する原告の主張を棄却した。

3. 裁判所の判断（著作権侵害の有無について）

控訴審で控訴人は、「本件小説に登場する主人公の紋次郎は、①通常より大きい三度笠…、④長脇差を備えた渡世人であるとの外観上の特徴を有し」と、「本件小説には、…『控訴人らの著作物の具体的表現』の『1』に記載の表現が存在しており、この言語表現から、一般の読者は、主人公である紋次郎の外観的特徴を容易に思い描くことができる。」と主張し、「以上のとおり、本件小説の紋次郎、本件テレビ作品の紋次郎、本件漫画の紋次郎及び本件映画作品の紋次郎は、上記①ないし④の外観上の特徴を有しており（以下、本件小説の紋次郎、…本件映画作品の紋次郎に共通する、上記①ないし④の特徴を有するものとして描かれた紋次郎を『本件紋次郎』という。）、これら四つの特徴を備える渡世人の表現は、前例がなく、極めて独創性の高い表現であり、創作者の個性が十分表現されていて、著作権法上保護されるべき創作性が認められる。」と主張した。

これに対して裁判所は、本件テレビ作品の第1話「川留めの水は濁った」の一場面の画像の紋次郎に着目して、以下のように判断した。

3. 1 二次的著作物における原著作権者の権利について

「本件テレビ作品は、亡Bの本件小説を原作として制作されたものであり…、本件小説を原著作物とする二次的著作物であるところ、原著作物の著作者である亡Bは、二次的著作物である本件テレビ作品の利用に関し、本件テレビ作品の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有し（著作権法28条）、本件テレビ作品については、亡Bの権利と、二次的著作物である本件テレビ作品の著作者の権利とが併存することとなった（最高裁平成12年（受）第798号同13年10月25日第一小法廷判決・集民203号285頁）⁽⁴⁾。そのため、亡Bは、二次的著作物である本件テレビ作品の原作の著作者として、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利、すなわち、本件テレビ作品についての著作権（複製権又は翻案権、譲渡権、公衆送信権）を専有していたものであり（著作権法28条）、亡B死亡後は、亡Aが遺産分割によりこれを取得し、亡A死亡後は、控訴人X2、控訴人X3及び控訴人X4が遺産分割によりこれを取得したものである。」

3. 2 依拠について

「前記（1）カのとおり、被控訴人は、被控訴人のウェブサイト中のウェブページに、『紋次郎いかの由来』として、昭和47年（1972年）当時テレビで流行っていた木枯し紋次郎がくわえていた長い楊枝（ようじ）を串に見立てたことによる旨記載しており、この事実によれば、『紋次郎いか』の名称が本件テレビ作品の主人公である紋次郎（木枯し紋次郎）に由来することが認められるとともに、被控訴人図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認される。」

3. 3 複製又は翻案の成否について

「被控訴人図柄は本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると認められるから、被控訴人図柄が本件テレビ作品の画像の複製又は翻案であるかを検討することとなる。」と検討対象を特定した。図3は、「本件テレビ作品紋次郎」の画像（以下「本件画像」という。）を示している。本件画像は、控訴審判決文の別紙3対比表の「控訴人らの著作物の具体的表現」の「3」の画像のうち、「『川留めの水は濁った』より」とある一枚目の画像を拡大したもので、控訴審判決文の別紙4に相当する。



図3 「本件テレビ作品紋次郎」控訴審判決文より引用

（1）複製及び翻案とは

控訴審は、複製・翻案について、最高裁判例をそれぞれ引用して判示した。

「複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいう（最高裁昭和50年（オ）第324号同53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁）⁽⁵⁾。

また、翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁平成11年（受）第922号同13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）⁽⁶⁾。」

（2）本件テレビ作品の紋次郎と本件小説との関係について

「本件画像は、本件テレビ作品の第1話『川留めの水は濁った』の一場面の画像であり、本件テレビ作品において描かれた紋次郎が登場している（甲6の1）。紋次郎は本件テレビ作品の主人公であり、本件画像に示されたのと同じ装いをし、その特徴をすべて兼ね備えた紋次郎の画像が、すべての本件テレビ作品に表現されている（甲6、弁論の全趣旨）。このように、本件画像は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであるから、本件画像を被控訴人図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像と被控訴人図柄の対比が明らかにされるものと認められる。そして、本件テレビ作品が本件小説の二次的著作物であることからすれば、このような本件テレビ作品の紋次郎の画像は、本件小説の二次的著作物であると認められる。」

（3）本件画像の創作的な表現をなす部分、表現上の本質的な特徴をなす部分について

「このように、本件画像の紋次郎は、①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴をすべて兼ね備える者として表現されている。

ところで、本件テレビ作品の放映前には、上記①ないし④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ、映画等が存在していたとは認められない（なお、上記①ないし④の特徴の全てを兼ね備える人物が登場する小説が、本件小説が書かれる前に存在したとも認められない。）。そのため、上記①ないし④の表現上の特徴をすべ

て兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる。」

「また、本件テレビ作品の紋次郎の画像は、俳優が衣装を身に着けて演じることによって、上記①ないし④の表現上の特徴を全て有する人物として具体的に描写されているのであって、上記③の特徴がアイデアにすぎないということはない。さらに、本件テレビ作品の紋次郎の画像は、上記①、②及び④の共通点に係る特徴を有する渡世人が、長い楊枝をくわえている姿として具体的に描かれており、その具体的に描写された姿が全体として創作性を有すると認められるのであるから、くわえている楊枝の長さが江戸時代の楊枝として通常の長さであるとしても、そのことをもって、本件画像に具体的に示されている本件テレビ作品の紋次郎の画像がありふれた表現であるとか、創作性を有しないということにはならない。」

（４） 被控訴人図柄の創作性と表現上の特徴について

「被控訴人図柄は、別紙２『被控訴人図柄目録』記載のとおりであり、人物の特徴を誇張して手で描かれた絵であり、俳優を実写した本件画像とは表現の方法が異なり、本件画像と比較して、手書きの絵であることによる新たな創作性が加えられているといえる。しかし、三度笠をかぶり、道中合羽を身に着け、口に細長い棒状のものをくわえ、長脇差を携えた男性を描いたものであることは、被控訴人図柄を見た一般人が容易に理解することができる」と認められる。

そして、被控訴人図柄で描かれている人物は右向きで、顔は横顔が見えており、片方の足が地面につき、他方の足が上がっていて、歩いているか又は小走りをしている姿であると認められる。人物の顔は、口の周辺以外は三度笠で隠れており、三度笠は人物の顔に比べて非常に大きなものとして描かれている。道中合羽は太い縦縞の模様であり、人物の体の動きにより裾が空中に浮かび上がった状態で描かれているが、裾の部分を下におろした場合には地面に着くと思われるくらいの長さである。口にくわえている細長い棒状のものは、これが楊枝であるかどうかは被控訴人図柄を一見して明らかであるとまではいえないが、人物の横顔の幅よりもかなり長いものとして描かれている。」

（５） 前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るか否かについて

裁判所は、以下のように、本件画像を被控訴人図柄と対比することにより、被控訴人図柄から、本件テレビ作品の紋次郎の画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴を感得し得ると認定した。

1) 特徴①について

「被控訴人図柄の人物は、三度笠をかぶっており、その三度笠は大きなものである。被控訴人図柄の三度笠は、人物の顔の大きさと比べたとき、本件画像の紋次郎のかぶる三度笠よりも更に大きなものであるが、これは、三度笠が大きいものであるという前記①の特徴を被控訴人図柄において強調して表現したことによるものであって、前記①の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、被控訴人図柄から本件画像の前記①の表現上の特徴（通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶっていること）を直接感得することはできるものと認められる。」

2) 特徴②について

「被控訴人図柄の人物は、道中合羽を身に着けており、その道中合羽は縦縞模様で長いものである。被控訴人図柄の道中合羽は、人物の身長と比べたとき、本件画像の紋次郎が身に着けている道中合羽よりも更に長いものであるが、これは、道中合羽が長いという前記②の特徴を被控訴人図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。また、本件画像の人物が身に着ける道中合羽は、縞が細いのに対し、被控訴人図柄の人物が身に着ける道中合羽は、それよりも縞が太

く表されているが、これも、道中合羽が縦縞模様であるという前記②の特徴の一部を被控訴人図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、被控訴人図柄から本件画像の前記②の表現上の特徴（通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着けていること）を直接感得することはできるものと認められる。」

3) 特徴③について

「本件画像の紋次郎は、細長い楊枝をくわえているのに対し、被控訴人図柄の人物は、細長い棒状のものをくわえているが、それが楊枝であることは、一見しては明らかでないともいえる。しかし、口にくわえている細長い棒状のものが楊枝であることは容易に推測されるから、それが楊枝であることが一見しては明らかでないとしても、その点は、前記③の特徴を感得することを妨げるものとはいえない。そのため、被控訴人図柄から本件画像の前記③の表現上の特徴（細長い楊枝をくわえていること）を直接感得することはできるものと認められる。」

4) 特徴④について

「被控訴人図柄の人物も、本件画像の紋次郎も、長脇差を携えているから、被控訴人図柄から本件画像の前記④の表現上の特徴（長脇差を携えていること）を直接感得することはできるものと認められる。以上によれば、被控訴人図柄から、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる。そして、前記（ア）のとおり、本件画像は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであり、本件画像を被控訴人図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像と被控訴人図柄の対比が明らかにされるから、被控訴人図柄から、本件テレビ作品の紋次郎の画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる。」

（6）被控訴人図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案か否かについて

「被控訴人図柄は、人物の特徴を誇張して手で描かれた絵であり、俳優を実写した本件画像とは表現の方法が異なり、本件画像と比較して、手書きの絵であることによる新たな創作性が加えられた別の著作物であるから、本件テレビ作品の紋次郎の画像の複製には当たらない。しかし、被控訴人図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、被控訴人図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるといえるから、被控訴人図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる。」

3. 4 結論

裁判所は、被控訴人商品の製造の差止め又は同商品の画像の公衆送信の差止め、控訴人 X1、X2、X3、X4 について夫々 278 万 4193 円等、控訴人会社については 4518 万 2224 円の損害賠償を認めた。

4. 考察

以下、本件事案について、①二次的著作物の利用における原作者の権利（著作権法 28 条）についての裁判例、②本件テレビ作品の紋次郎の画像が本件小説の二次的著作物に当たることの意味、③翻案権侵害の成立要件の判断について考察する。

4. 1 二次的著作物の利用における原作者の権利（著作権法 28 条）について裁判例

筆者が確認した限りでは、二次的著作物と著作権法 28 条がかかわる裁判例は多くなく、本判決は、言語的に表

現された原著作物に基づき、視覚的に表現された二次的著作物の利用を認めた前記平成13年最判⁽⁷⁾に連なる重要な裁判例となると思われる。

著作権法28条は、原著作物の著作者（原著作者）が二次的著作物の利用に関して、二次的著作物の著作者（二次的著作者）と同一の種類の権利を有することを定めている。この二次的著作物の利用における原著作者の権利は、原著作物の創作的表現に由来する部分と新たに付加された創作的表現部分の全体が利用された場合は、原著作者が著作権法28条に基づき原著作者として権利行使できるのは当然で、新たに追加された創作的表現が利用された場合には原著作者の権利行使を否定すべきという否定説と、肯定すべきという肯定説が対立しているとされている⁽⁸⁾。上記平成13年最判の射程は、学説では、事案に即して限定的に捉える見解が有力に主張されているが、肯定説に立脚していると思われるため、実務上は肯定説を前提とせざるを得ないとされている⁽⁹⁾。

そして、本件における二次的著作物の利用における原著作者の権利の認定は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の前記①ないし④の特徴のすべてを兼ね備える者という表現を、新たに追加された創作的表現として、著作権法28条に基づく権利を肯定したものと理解される。

4. 2 本件テレビ作品の紋次郎の画像が本件小説の二次的著作物に当たることの意味

裁判所は、本件テレビ作品の紋次郎の画像について、前記①ないし④という4つの特徴をすべて兼ね備える者という具体的表現に創作性を認め、これら4つの特徴の組合せを創作的な表現であり表現上の本質的な特徴として把握した。そして、このような具体的表現は、本件小説における紋次郎の外観的な特徴についての言語的表現を基礎として、視覚的表現として新たな創作的要素が付加されたものとして、本件小説の二次的著作物に当たると認定したものと解される。

この認定の意味は、第一に、原審で問題となった抽象的な人物像ではなく、具体的な画像表現を比較対象として侵害判断を行うことを可能にした点にある。第二に、本件画像が、本件小説の二次的著作物であることにより、原著作者をして、著作権法28条に基づき、その利用について権利行使を可能にした点にある。すなわち、本件では、本件テレビ作品の紋次郎の画像が本件小説の二次的著作物に当たるとされたことによって、原著作者が当該画像の利用に関して翻案権侵害を主張し得る法的基礎が与えられた点に重要な意味があると考えられる。

4. 3 翻案権侵害の成立要件の判断について

最判平13年⁽¹⁰⁾を引用し、裁判所は、まず依拠性について、被控訴人図柄が既存の著作物である本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認し（裁判所の判断 3.2）、次いで類似性について、本件画像の表現上の本質的特徴と被控訴人図柄の表現上の特徴を対比して検討した。そして、本件画像の実写に対し、被控訴人図柄は人物の特徴を誇張して手で描かれた絵という表現方法により新たな創作性が加えられた別の著作物と認めつつ、三度笠の大きさの程度、道中合羽の長さの程度と縦縞模様の縞の太さ・細さ、広がり具合、楊枝と細長い棒状のものという相違を踏まえて、被控訴人図柄からは、本件画像の本質的特徴である①ないし④の特徴の組合せを直接感得することができるとして、翻案該当性を認めた（裁判所の判断 3.3（5）1）ないし4））。

この判断は、表現方法や細部に相違があっても、既存著作物の本質的特徴を直接感得できる限り翻案を肯定し得るとする従来の判断枠組みに沿うものであり、妥当であると考えられる。

5. おわりに

本件は当事者双方により上告されたとの情報があり、上告が受理され、最高裁の判断がなされることを待ちたい。

（注）

(1) 最高裁 HP

(2) 最高裁 HP

(3) 最判平9・7・17民集51巻6号2714頁〔ボパイネクタイ事件〕

- (4) 最判平 13・10・25 判時 1767 号 115 頁〔キャンディ・キャンディ事件〕
- (5) 最判昭 53・9・7 民集 32 卷 6 号 1145 頁〔ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〕
- (6) 最判平 13・6・28 民集 55 卷 4 号 837 頁〔江差追分事件〕
- (7) 前掲注（4）・〔キャンディ・キャンディ事件〕
- (8) 小泉直樹ほか『条解著作権法』386 頁〔横山久芳〕（弘文堂、2023 年）。
- (9) 小泉直樹ほか・前掲注（8）389 頁〔横山久芳〕（弘文堂、2023 年）。
- (10) 前掲注（6）・〔江差追分事件〕

（原稿受領 2026.4.27）